

魚沼市立図書館資料収集方針

1 目的

魚沼市立図書館は、図書館法、魚沼市立図書館条例及び魚沼市立図書館条例施行規則に定められた事業を適正に運営するために次の基本方針により、図書館資料の収集に努めるものとする。

2 基本方針

- (1) 魚沼市立図書館は、基本的人権のひとつである知る権利の自由を保障する機関として、市民の要求に基づき教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ資料を積極的に収集する。また、市民がこの知る権利を行使し地域全体において積極的な役割を果たすことができるために必要な資料の収集を行い、情報提供に努める。
- (2) 市民の多様な要求や関心に応え、また地域や社会の正しい状況認識に資するため組織的、系統的に資料の収集を行う。

3 収集資料の範囲

- (1) 図書
- (2) 郷土資料（行政資料、地域資料含む）
- (3) 逐次刊行物（新聞、雑誌、年鑑等）
- (4) 視聴覚資料（CD、DVD、ビデオテープ等）
- (5) その他資料（点字資料等）

4 収集資料の選択

- (1) 資料の収集は、地域の公共図書館としての役割を果たすため、一般教養、調査研究及び実用、娯楽の用に役立つ資料とする。
- (2) 資料の範囲は、各分野にわたり幅広く収集に努めるが、高度の専門書については専門の機関にゆだね、基本的な資料を優先的に収集する。
- (3) 蔵書構成は、利用状況を常に考慮したものとし、特定のものにかたよることのないよう留意して収集する。
- (4) 資料の選択は、思想、宗教、政治において自由、公平の立場からあくまで中立であることを趣旨とする。

- (5) 魚沼市に関する資料は、可能な限り収集する。
- (6) 利用度の高い資料及び保存上必要な資料は、必要な範囲において複本を置く。
- (7) 寄贈にあたっては、運営基準によるものとする。但し、汚損、破損、欠本の補充など資料価値が高いと判断されたものは、検討の対象とする。
- (8) 資料の選択は、司書等図書館職員が行い、最終責任は図書館長が負うものとする。

5 その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は図書館長が定める。

この方針は平成23年12月1日から適用する。